



令和3年9月17日

住宅局建築指導課

建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する 政令の一部を改正する政令を閣議決定

令和2年国勢調査の結果を踏まえ、「建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令」を改正し、東京都府中市を追加することとしました。

1. 改正の趣旨

建築基準法において、建築主は、建築物の建築時は、あらかじめ、その計画が建築基準関係規定に適合することの確認等（建築確認）を受けなければならないとされています。

建築確認等を行う建築主事については、同法第4条第1項により、政令で指定する人口25万以上の市にその設置を義務付けているところです。

今般、本年6月に発表された令和2年国勢調査の結果を踏まえて、建築主事を置かなければならない市を新たに追加します。

2. 改正の概要

建築主事を置かなければならない人口25万以上の市として、東京都府中市を新たに指定することとします。

※なお、同市は同法第4条第2項に基づき任意に建築主事を置いており、既に建築確認等の事務を実施しています。

3. 今後のスケジュール

公布：令和3年9月24日（金）

施行：令和3年10月1日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省住宅局建築指導課 金場、志水

連絡先：03-5253-8111（内線 39-534）、03-5253-8513（直通）、03-5253-1630（FAX）